



2015年5月15日

各位

会社名 株式会社 資生堂  
代表者名 代表取締役 執行役員社長  
魚谷 雅彦  
(コード番号 4911 東証第1部)  
問合せ先 IR部長 白岩 哲明  
(TEL. 03-3572-5111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月23日開催予定の当社第115回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、すべての連結子会社と決算期を統一することでグループ一体となった経営を推進するとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の透明性および経営品質の向上を図ることを目的として、2014年4月25日の取締役会において、2015年6月に開催予定の第115回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日)の変更を行うことを決議し、同日に開示いたしました。

これを受け、本日開催の取締役会において、当該決算期変更のための定款変更議案を第115回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

#### 2. 変更の内容

現行定款第13条(基準日)、第15条(総会の招集)、第37条(事業年度)、第38条(剰余金の配当の基準日)に所要の変更を行うほか、株主総会の開催地の選択肢を広げるために、現行定款第14条(総会の開催地)を削除し、以降各条の条文番号を一ずつ繰り上げます。

また、事業年度の変更に伴い、第116期事業年度は2015年4月1日から2015年12月31日までの9カ月間とするため、経過措置として附則を設けます。具体的な変更内容は、別紙の通りです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015年6月23日

定款変更の効力発生日 2015年6月23日

この定款の一部変更は、株主総会において承認可決された時点から効力を生じます。

以上

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(総会の開催地)</p> <p>第14条 <u>株主総会は、東京都区内においてこれを開催する。</u></p> <p>(総会の招集)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会は毎年<u>4月1日</u>から3ヵ月内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日より翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、期末配当を行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(削除。以下、各条の条文番号を一ずつ繰り上げ)</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は毎年<u>1月1日</u>から3ヵ月内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日より12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、期末配当を行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第116期事業年度は、2015年4月1日から2015年12月31日までの9ヵ月間とする。</u></p> <p>第2条 <u>第37条(剰余金の配当の基準日)第2項の規定にかかわらず、第116期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、2015年9月30日とする。</u></p> <p>第3条 <u>前二条および本条は、第116期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u></p>